

とやま呉西消費生活ニュース 2020年10月号

通信販売はクーリング・オフできないの？



相談内容

インターネットショッピングで洋服を購入したが、イメージと違っていた。クーリング・オフはできるのか。

アドバイス・注意喚起

通信販売（ネットショッピング、テレビショッピング、新聞の広告・折り込みチラシなど）はクーリング・オフの制度がありません。返品については事業者が決めた返品特約に従うことになります。通信販売で商品を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったらひとりで悩まず身近な人に相談しましょう。お住まいの消費生活センター等や警察でもご相談いただけます。

「消費者ホットライン」を知っていますか？

☎ 1 8 8

「市窓口の電話番号が覚えられない」
「休日はどこに相談すればいいの」
そんなときは、「**188 (いやや!)**」にお電話を！お住まいから一番近い相談窓口につながります。
※郵便番号の入力が必要です。

互助会を中途解約したいが、積立金は全額もどる？



消費者庁行状集より

相談内容

知り合いに頼まれ、葬儀費用が全額賄えるならと思い、互助会に入会した。しかし、積み立てするほどの大きな葬儀は必要ないと思うようになった。積み立ての途中だが解約したい。解約した場合、お金は全額戻るのか。

アドバイス・注意喚起

解約は可能ですが、全額は戻りませんので、ご注意ください。積立金から解約手数料を引いた金額が払い戻されます。

入会の際には、必ず、積み立てた金額で提供されるサービスの内容と解約手続きや解約手数料を確認しておきましょう。

★各市消費生活相談窓口★

高岡市消費生活センター	0766-20-1522
射水市消費生活センター	0766-52-7974
氷見市消費生活相談窓口(市民課)	0766-74-8010
砺波市消費生活センター	0763-33-1153
小矢部市消費生活相談室	0766-67-1760
南砺市消費生活センター	0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」では、呉西6市の消費生活相談窓口が連携し、圏内にお住まいのみなさんに、注目の消費生活相談情報をお届けします！（年4回）



発行：令和2年10月1日
事務局：砺波市消費生活センター

